

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	北上市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	94-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kitakami.iwate.jp/docs/2017032900251/

執行機関名 北上市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉法人利用者負担軽減制度事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北上市行政手続における個人番号の利用等条例 別表第2 第8の項 社会福祉法人利用者負担軽減制度事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第1条	北上市社会福祉法人利用者負担軽減制度事業補助金交付要綱(平成12年北上市告示甲第89号) 第1
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	(目的) 第1 この告示は、介護保険法(平成九年法律第123号。以下「法」という。)に規定する介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人(利用者負担の軽減実施について、岩手県及び北上市に申出している社会福祉法人に限る。以下「法人」という。)が低所得者への支援策として生計が困難な者を対象として介護保険サービスに係る保険給付の対象となる介護費負担並びに保険給付の対象とならない食費負担及び居住費負担の軽減を実施した場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則(平成3年北上市規則第57号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		北上市社会福祉法人利用者負担軽減制度事業補助金交付要綱(平成12年北上市告示甲第89号)
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 19 号	北上市社会福祉法人利用者負担軽減制度事業補助金交付要綱 第2
②事務の内容	介護保険法第百四十二条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	北上市社会福祉法人利用者負担軽減申請の <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 19 号 イ	北上市社会福祉法人利用者負担軽減制度事業補助金交付要綱 第2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 19 号 ロ	北上市社会福祉法人利用者負担軽減制度事業補助金交付要綱 第2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該保険料の減免の申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--